

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(公共工事)

様式6-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
琵琶湖事業推進地域連携調査業務 琵琶湖河川事務所管内 H30.4.2～ H31.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 水草 浩一 滋賀県大津市黒津4-5-1	平成30年4月5日	公益財団法人 河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、地域連携事業を推進するために、河川レンジャー活動、住民と行政の連携支援等を行う。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、臨機応変性を含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	22,377,600	22,280,400	99.6%	-	公財	国認定	2		本業務は、生態系ネットワークの形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
平成30年度河川・道路における雑草抑制対策と動物被害に関する調査検討業務 北陸地方整備局管内 H30.4.2～ H31.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局北陸技術事務所長 鈴木 和弘 新潟県新潟市西区山田2310-5	平成30年4月5日	設計共同体 公益財団法人 河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、河川及び道路の管理施設における防草対策・雑草抑制対策として、平成22年度に作成した「雑草抑制手法に関する技術資料(案)河川編・道路編」の改定版を作成するために試験施工箇所の追跡調査並びに対策の検討を行うものである。また、管内管理施設に野生動物による巣穴空洞化や法面損傷、裸地化などの被害が発生していることから、動物被害の実態を調査し、動物被害が発生した要因と対策を検討するものである。 本業務は、防草対策効果の検証と動物被害の実態を調査して、有効な対策工を検討するものであり、動植物の調査方法だけでなく生体に係わる専門知識と有効な対策工に係わる高度な技術が必要であることから、提出された技術提案に基づき仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから、簡易公募型プロポーザル方式により選定することとし、「建設コンサルタント選定委員会」において技術提案書を審査した結果、左記業者が特定されたものである。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約を締結するものである。	13,424,000	13,078,800	97.9%	-	公財	国認定	2		本業務は、河川環境の保全といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
平成30年度関門航路管理用カメラ更新外1件検討業務 H30.4.6～ H30.11.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局関門航路事務所長 林 和司 福岡県北九州市小倉北区浅野3-7-38	平成30年4月6日	公益社団法人 日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-3	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れた者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル) 関門航路は全長約50km、航路幅500～2,200m、最も狭い箇所では最大約10ノット(約18.5km/h)の潮流が発生する。加えて、1日約1,000隻の船舶が利用しており、平常時の航路管理や災害時の状況確認を効率よくカメラで把握する必要があるため、本業務では、関門航路管理用カメラの要件整理及び更新方法、現場の映像を防災室にて効率的に把握できるシステム検討を主眼としており、業務遂行には関門航路の特性(地形・気象・海象や制約条件等)を加味した検討を遂行する高度な技術力や豊富な経験を有する必要がある。このため、プロポーザル方式により契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明業者から、予定技術者の経験・能力(技術者資格、業務執行技術力)及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めるとともに、予定技術者へのヒアリングを行うことにより、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。	30,971,278	30,564,000	98.7%	-	公社	国認定	1		本業務は、生態系ネットワークの形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

平成30年度関門航路船舶航行安全対策検討業務 H30.4.6~H30.10.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官九州地方整備局関門航路事務所長 林 和司 福岡県北九州市小倉北区浅野3-7-38	平成30年4月6日	公益社団法人西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区港町7-8	5290805003008	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル) 関門航路は狭径・屈曲部を有し、急潮流なうえ、船舶が輻輳するなど、浚渫工事並びに潜水探査の実施にあたっては厳しい施工条件が見込まれる海域である。 本業務を実施するにあたっては、開発保全航路における船舶航行に精通し、整備事業を実施する場合の航行安全対策に関する高度で専門的な知識と豊富な経験が必要である。 以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続を公示し、参加表明業者においては、予定管理技術者の経験・能力(技術者資格、専門技術力)、本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案の観点からなる技術提案書を書面で提出を求めるとともに、予定管理技術者へヒアリングを行うことにより、専門知識及び技術力の確認をし、本業務の遂行能力等を評価した。	12,398,862	12,096,000	97.6%	-	公社	国認定	1		本業務は、鬼怒川緊急対策プロジェクト推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
淀川地域連携推進調査業務 淀川河川事務所管内 H30.4.10~H31.3.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局淀川河川事務所所長 東出 成記 大阪府枚方市新町2-2-10	平成30年4月9日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、淀川での地域連携(自治体も含む)における河川事業の推進のための地域連携方策のあり方について検討を行うものである。 検討にあたっては「淀川住民参加推進プログラム」の活用による地域連携、河川リベンジャーによる取り組みの評価、支援等に関する淀川における具体の実践を踏まえた知見を反映できよう、必要な情報把握を行う。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	83,073,600	82,512,000	100.0%	-	公財	国認定	1		本業務は、雑草抑制手法に関する技術資料作成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和元年度で終了する事業である。	無
円山川自然再生事業とりまとめ地業務 兵庫県豊岡市津路山地先～兵庫県豊岡市日高町赤崎地先 H30.4.11~H31.3.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局豊岡河川国道事務所所長 増田 安弘 兵庫県豊岡市幸町10-3	平成30年4月10日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、平成30年度までのモニタリング調査結果に基づき河川工事に伴う河川環境への影響の分析評価及び環境に配慮した整備事業の復元内容とりまとめ、これまで円山川で行った多自然川づくりのとりまとめをすること、過年度業務で作成した「円山川水系自然再生計画(第2回変更)及び同参考資料」の計画変更(案)、委員会等の審議を踏まえ、「自然再生計画(第2回変更)」の追加検討及び策定を目的とする業務である。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	44,215,200	44,172,000	99.8%	-	公財	国認定	1		本業務は、地域連携事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
淀川生態環境調査解析業務 淀川河川事務所及びその管内 H30.4.12~H31.3.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局淀川河川事務所所長 東出 成記 大阪府枚方市新町2-2-10	平成30年4月11日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は淀川において、天然記念物であるイタセンバラや鶴殿ヨシ原など、多様な生態系を有する環境の保全再生を目指しそれらの調査分析をする。また、淀川環境委員会の資料作成及び運営補助を行い河川整備に反映することを目的とする業務である。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	54,129,600	54,118,800	100.0%	-	公財	国認定	2		本業務は、淀川の多様な生態系の保全再生を目指して調査分析を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有



平成30年度浜田港みなとカメラ設置検討業務 H30.5.18～H30.11.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長坂本 渉 鳥取県境港市昭和町9	平成30年5月18日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、浜田港における直轄工事の施工管理及び災害・事故時等の危機管理を含めた施設管理を行うためのみなとカメラシステムのカメラ設置場所、通信方法、設備等について検討を行うもので、専門的な技術が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定した。	16,135,403	14,904,000	92.4%	-	公社	国認定	1	無	本業務は、水辺の賑わいによる地域活性化の促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の明確化、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和元年度で終了する事業である。
平成30年度名古屋港岸壁整備に係る船舶航行安全対策検討業務 H30.5.18～H31.3.15 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局名古屋港湾事務所長池田 哲郎 愛知県名古屋港区築地町2	平成30年5月18日	公益社団法人伊勢湾海難防止協会 名古屋港区西倉町1-54	3180005014553	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、飛鳥ふ頭東地区および金城ふ頭地区の岸壁整備工事に係る周辺航行船舶等に対する航行安全対策について学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。 実施にあたり本業務の履行に必要な知識及び構想力、応用力を判断する必要があったため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定した。	10,557,320	10,476,000	99.7%	-	公社	国認定	1	無	本業務は、多自然川づくりの推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全検討業務 H30.5.30～H31.3.22 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局京浜港湾事務所長川田 貴 神奈川県横浜市西区みなとみらい6-3-7	平成30年5月30日	公益社団法人東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中央区海岸通3-9	1020005009686	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保のために必要な具体的対策について検討するものである。 本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においたとりまとめが要求される。また、これらの調査・検討にあたっては専門業者のノウハウを基に行うことでより効果的な成果を得ることができると考え、簡易公募型プロポーザル方式によって技術提案書の提出を求めるとしたものの。	10,426,641	10,376,009	99.5%	-	公社	国認定	1	有	本業務は、河川生態系の保全といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和元年度で終了する事業である。
阪神港における船舶の航行安全検討業務 H30.5.31～H31.3.15 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長長田 信 兵庫県神戸市中央区海岸通29	平成30年5月31日	公益社団法人神戸海難防止研究会 兵庫県神戸市中央区海岸通5	9140005020285	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、阪神港における国際競争力強化に向けた更なる大型コンテナ船の寄港を可能とするため、14,000TEU級のコンテナ船入港に伴う航行船舶の影響について、関係者等からなる航行安全委員会等を設置し検討を行うものである。 本業務は、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。	18,452,768	18,090,000	99.6%	-	公社	国認定	1	有	本業務は、生態系ネットワーク保全手法の構築といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。 なお、本業務は令和元年度で終了する事業である。

<p>H30関東エコロジカル・ネットワーク推進手法検討業務 関東地方整備局 H30.6.5～H31.2.28 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>支出負担行為担当官 関東地方整備局長 治 宏 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1</p>	<p>平成30年6月4日</p>	<p>公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20</p>	<p>6013305001887</p> <p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、関東地域における多様な主体と連携した生態系ネットワークの形成について、平成27年度までに策定された基本構想及び基本計画の効率的・効率的な推進を目的として、各主体において流域の環境保全と両立した地域活性化の取組が自立的に推進されるための方策について検討し、今後の河川整備事業における施策に反映させるものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。</p>	<p>20,271,600</p>	<p>19,980,000</p>	<p>98.6%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p></p>	<p>本業務は、生態系ネットワークの構築といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、業務内容の更なる明確化の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>有</p>
<p>大阪湾港湾の港湾機能検討業務 H30.6.14～H31.3.15 建設コンサルタント等</p>	<p>支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 長田 信 兵庫県神戸市中央区海岸通29</p>	<p>平成30年6月14日</p>	<p>公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5</p>	<p>7010405000967</p> <p>会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、平成27年12月に策定された「大阪湾港湾の基本構想～スマートベイの実現を目指して～」について、「港湾の中長期政策『PORT2030』中間とりまとめ」等を踏まえて、新たな対応や見直しが必要となる課題を整理し、大阪湾諸港の担うべき役割分担及び必要な機能等を検討するものである。 本業務は、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。</p>	<p>24,106,703</p>	<p>23,976,000</p>	<p>99.5%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p></p>	<p>本業務は、高規格堤防の整備の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>
<p>下水道関連技術に関する情報収集及び資料作成業務 随意 H30.6.19～H31.2.28 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 藤田 光一 茨城県つくば市旭1</p>	<p>平成30年6月18日</p>	<p>公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1水道町ビル</p>	<p>4011105003503</p> <p>本業務の実施に当たっては、開発が求められる技術の要求性能と要求性能毎の全国的な需要量を調査及び推測できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。 その結果、入札説明書を交付した6者のうち2者から技術提案があり、それらについて業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、左記相手方が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい相手方であると判断された。 以上の理由から左記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。</p>	<p>11,512,800</p>	<p>11,469,600</p>	<p>99.5%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>2</p>	<p></p>	<p>本業務は、公共測量行政の適切な執行といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、業務内容の更なる明確化の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>有</p>
<p>東京港臨港道路(南北線)船舶航行安全対策検討業務 H30.6.22～H31.3.15 建設コンサルタント等</p>	<p>分任支出負担行為担当官 関東地方整備局長 辻 誠治 東京都江東区新木場1-6-25</p>	<p>平成30年6月22日</p>	<p>公益社団法人東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中央区海岸通3-9</p>	<p>1020005009686</p> <p>会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル) 本業務は東京港10号地その2～中央防波堤外側地区臨港道路整備事業等の施工場所周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保のために必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設け検討するものである。 船舶航行安全の検討にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する高度な技術力を有していることが必要である。 よって、海難防止に関する専門的な知見や航行安全等に関する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めたもの。</p>	<p>10,028,500</p>	<p>10,027,800</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公社</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p></p>	<p>本業務は、地理空間情報の活用推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。</p>	<p>無</p>

平成30年度 みなとカメラ設 計業務 — H30.6.26～ H31.2.28 建設コンサルタ ント等	支出負担行為 担当官 中部地方整備 局副局長 元野 一 生 愛知県名古屋 市中区丸の内 2-1-36	平成30年6月26日	公益社団法人 日本港湾協会 東京都港区赤 坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総 合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方 として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、中部地方整備局管内における港湾の直轄工事の施工管 理並びに開発保全航路監視を行うとともに、直轄施設の予防保全や 災害発生時の状況把握にも活躍するカメラや映像伝送設備、通信設 備等について、更新の検討を行うものである。 実施にあたり本業務の履行に必要な知識及び構想力、応用力を判 断する必要があったため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提 出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価 された者を契約の相手方として特定した。	40,754,031	40,500,000	99.4%	-	公社	国認定	1		本業務は、四国圏域の豊かな生態系 の形成といった政策目的の達成 のために必要な支出であるが、競争 性を高める取り組みを実施したこと により、複数者からの応募が実現し ていると考えられ、点検の結果問題 はない。 また、企画競争における提案書の 審査等においても公平性・公正性の 確保が十分に図られており、問題は ない。 なお、本業務は平成30年度限りの 事業である。	有
平成30年度 伊勢湾BCPの 行動計画向上 検討業務 — H30.6.26～ H31.3.8 建設コンサルタ ント等	支出負担行為 担当官 中部地方整備 局副局長 元野 一 生 愛知県名古屋 市中区丸の内 2-1-36	平成30年6月26日	公益社団法人 日本港湾協会 東京都港区赤 坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総 合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方 として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、港湾における大規模災害時の緊急物資輸送や物流機能 の早期回復を実現するために策定した伊勢湾港湾機能継続計画及び 伊勢湾の緊急確保航路等航路啓開計画の実効性の向上を図るため に訓練メニューの立案や手順の作成、手順における課題への対応を 検討するものである。 実施にあたり本業務の履行に必要な知識及び構想力、応用力を判 断する必要があったため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提 出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価 された者を契約の相手方として特定した。	18,819,534	17,928,000	95.3%	-	公社	国認定	1		本業務は、水意識社会への展開と いった政策目的の達成のために必要 な支出であるが、参加条件等の 見直し、十分な契約準備期間の確 保、業務内容の明確化、参入拡大 を前提とした適切な業務内容の検 討を行うなど、競争性を高める取 組みを実施したことにより、複数者 からの応募が実現していると考えら れ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の 審査等においても公平性・公正性の 確保が十分に図られており、問題は ない。	有
H30鬼怒川事 業監理等検討 業務 下館河川事務 所管内 H30.6.28～ H31.3.23 土木関係建設 コンサルタント 業務	分任支出負担 行為担当官 関東地方整備 局 下館河川 事務所長 青山 貞雄 茨城県筑西市 二木成1753	平成30年6月27日	公益財団法人 河川財団 東京都中央区 日本橋小伝馬 町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鬼怒川緊急対策プロジェクトの施設整備を円滑に実施す るための事業執行管理手法について検討を行うとともに、鬼怒川の改 修を段階的に進めていくための整備に関する検討を行うものです。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから 、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、簡易 公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人河川財団は、技術提案書において総合的に最も優れ た提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められ たため、左記業者と契約を行うものである。	10,810,800	10,800,000	99.9%	-	公財	国認定	2		本業務は、地球温暖化対策、再生 可能エネルギー創出、施設管理と いった政策目的の達成のために必要 な支出であるが、競争性を高める 取り組みを実施しており、点検の結 果問題はない。なお、本業務は平成 30年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の 審査等においても公平性・公正性の 確保が十分に図られており、問題は ない。	無
秋田港みなとカ メラ検討業務 — H30.6.28～ H30.12.14 建設コンサルタ ント等	分任支出負担 行為担当官 東北地方整備 局秋田港湾事 務所長 松瀬 知 秋田県秋田市 土崎港西1-1- 49	平成30年6月28日	公益社団法人 日本港湾協会 東京都港区赤 坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総 合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方 として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、老朽化した秋田港のみなとカメラ入れ替えを目的としてカ メラの配置、カメラ機器等の仕様、維持管理についての検討を行う。 実施にあたり本業務の履行に必要な知識及び構想力、応用力を判 断する必要があったため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提 出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価 された者を契約の相手方として特定した。	19,980,112	19,116,000	95.9%	-	公社	国認定	1		本業務は、大規模外力に対する砂 防施設設計といった政策目的の達 成のために必要な支出であるが、競争 性を高める取り組みを実施して おり、点検の結果問題はない。なお、 本業務は平成30年度限りの事業で ある。 また、企画競争における提案書の 審査等においても公平性・公正性の 確保が十分に図られており、問題は ない。	有
平成30年度 河川水辺の国 勢調査総括検 討業務 北海道札幌市 H30.7.6～ H31.3.22 北海道札幌市 土木関係コン サルタント	支出負担行為 担当官 北海道開発局 開発監理部長 角南 国隆 北海道札幌市 北区北8条西2	平成30年7月5日	公益財団法人 リバーフロント 研究所 東京都中央区 新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、平成29年度に全国の河川で実施された「河川水辺の国 勢調査」の調査結果等の収集・精査・とりまとめを踏まえた河川環境の 分析・評価の実施及びデータベースの更新、生物目録の改訂等を行 い、今後の河川環境に配慮した河川管理の基礎資料とするものであ る。 本業務を遂行するためには、高度で専門的な技術が要求されること から公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザ ル方式を採用し選定を行った結果、左記河川財団・建設技術研究所 設計共同体が技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った 業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業 者と契約を行うものである。 (公募)	54,972,000	54,972,000	100.0%	-	公財	国認定	1		本業務は、地域の課題、ニーズに対 応するITS技術の展開といった政策 目的の達成のために必要な支出で あるが、競争性を高める取り組みを 実施しており、点検の結果問題はな い。なお、本業務は平成30年度限 りの事業である。 また、企画競争における提案書の 審査等においても公平性・公正性の 確保が十分に図られており、問題は ない。	有

八戸港みなとカメラ検討業務 H30.7.12～ H31.1.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 八戸港湾・空港整備事務所長 川村 柳茂 青森県八戸市沼館4-3-19	平成30年7月12日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、老朽化した八戸港のみなとカメラ入れ替えを目的としてカメラの配置、カメラ機器等の仕様、維持管理についての検討を行う。 実施にあたり本業務の履行に必要な知識及び構想力、応用力を判断する必要があったため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定した。	23,909,286	23,868,000	99.8%	-	公社	国認定	1		本業務は、良好な河川環境の整備・保全といった政策目的の達成のために必要な支出であり、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は競争性を高める見直しを実施することとし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
大阪湾諸港の港湾事業継続計画に係る検討業務 H30.7.12～ H31.3.15 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 長田 信 兵庫県神戸市中央区海岸通29	平成30年7月12日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 本業務は、大阪湾諸港の港湾事業継続計画の実効性を向上させるため、航路啓開計画と道路啓開計画との整合性の検討、机上訓練、大阪湾の海上封鎖の影響の検討、エネルギー関連施設の機能継続のための航路啓開の検討等及び和歌山県南部の対処行動の検討を実施するものである。 本業務は、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。	24,849,089	24,732,000	99.7%	-	公社	国認定	1		本業務は、良好な河川環境の整備・保全といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
水辺の利活用に関する調査検討業務 東北地方整備局管内 H30.7.19～ H31.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 津田 修一 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	平成30年7月18日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-7-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務を遂行するにあたっては、全国のかわまちづくり整備箇所事例について把握・分析・評価を行い、水辺の利活用の課題や改善方策等を検討していくにあたり、かわまちづくりの整備効果分析や水辺空間利用に関する専門的な知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求める評価テーマを設定し、簡易公募型プロポーザル方式により評価を行い、総合的に優れた提案を行った者と契約を締結した。	23,965,200	23,868,000	99.6%	-	公財	国認定	3		本業務は、広域的な生態系ネットワーク形成といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
東北圏生態系ネットワーク計画検討業務 東北地方整備局管内 H30.7.21～ H31.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 津田 修一 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	平成30年7月20日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務を遂行するにあたっては、河川環境特性及び生物の生育・生息・繁殖をはじめ生物多様性に関する専門的知見とともに、地域連携に関する知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求める評価テーマを設定し、簡易公募型プロポーザル方式により評価を行い、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められた者と契約を締結した。	17,064,000	17,863,200	99.2%	-	公財	国認定	1		本業務は、現在運用している航路管理用カメラの更新及び効率的な現状把握に係る検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無

平成30年度実践的な多自然川づくりに関する検討業務 関東地方整備局 H30.7.25～H31.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 泊 宏 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成30年7月24日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-7-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」の提言を踏まえ、実践的な多自然川づくりを推進するため、全国的事例調査を行い整理・分析するとともに課題を抽出し、現場で多自然川づくりの取組が徹底されるために必要な仕組みや技術資料の整理等を検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益社団法人リバーフロント研究所は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	34,894,800	34,884,000	100.0%	-	公財	国認定	2	本業務は、現在運用している航路管理用カメラの更新及び効率的な現状把握に係る検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
四国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 H30.7.24～H31.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 池田 直太 香川県高松市サンポート3-33	平成30年7月24日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」及び「緊急確保航路等航路啓閉計画」の実効性を高めるため、課題や検討事項を取りまとめるとともに、訓練・検討会等を開催し、計画の見直し及び今後の方策等の検討を行うものである。検討にあたっては、緊急確保航路等航路啓閉計画の実効性を向上させるための課題、着眼点及び解決方法についての専門的な知識が必要であるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。	14,883,515	14,688,000	99.6%	-	公社	国認定	1	本業務は、海上輸送網の構築や国内物流体系の構築といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
平成30年度生態学的な観点から河川特性の評価に関する調査検討業務 H30.7.26～H31.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 塚原 浩一 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	平成30年7月25日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-7-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項および予決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、外来植物が河川管理上の課題となっている河川を対象に河川物理環境データの収集・整理を行い、河川物理環境データや河川及び背後地の利用形態などを踏まえ、生態学的な観点からその相互関係を分析・評価するとともに、前述の分析・評価結果を踏まえ、外来植物による河川の生態系の変化を把握するための監視項目・監視方法やより効果的・効率的な防除対策方法について検討するものであり、提出された企画提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる業務である。 左記業者は企画提案書の提出があった4者のうち企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度、業務の実施方針・実施体制、特定テーマに対する提案、ヒアリング結果について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。	30,110,400	30,099,600	100.0%	-	公財	国認定	4	本業務は、直轄カメラの適正配置といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
平成30年度水島港玉島地区航行安全検討業務 H30.7.27～H31.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局宇野港湾事務所長 由木 誠 岡山県玉野市築港1-1-3	平成30年7月27日	公益社団法人瀬戸内海上安全協会 広島県広島市南区的場町1-3-6	2240005012774	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 本業務は、水島港玉島地区における渡漕工事に係わる航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討を行うもので、専門的な技術が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定した。	14,945,053	14,925,600	99.9%	-	公社	国認定	1	本業務は、地域の基幹産業の競争力強化におけるふ頭再編事業といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直しを行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は契約準備期間の確保、業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

<p>河川生態系ネットワーク保全手法調査検討業務 広島県広島市中区 H30.7.31～ H31.2.28 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>支出負担行為担当官 中国地方整備局長 川崎 茂信 広島県広島市中区上八丁堀6-30</p>	<p>平成30年7月30日</p>	<p>公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-7-24</p>	<p>1010005018655</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務の実施においては、高度な知識や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに関する技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。</p>	<p>24,796,800</p>	<p>24,732,000</p>	<p>99.7%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>本業務は、工事に伴う船舶への影響・安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつているものである。今後は、業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	<p>有</p>
<p>平成30年度河川ごみ対策検討業務 北海道札幌市 H31.3.15 土木関係コンサルタント</p>	<p>支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 角南 国隆 北海道札幌市北区北8条西2</p>	<p>平成30年7月30日</p>	<p>設計共同体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9</p>	<p>9010005000135</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、河川ごみは不法投棄のみならず、流域に散乱しているごみが河川に流入することから、関係機関等と連携したより効果的な取組が求められるため、河川ごみ削減に向けた課題の抽出・検討を行い、河川ごみ対策の手引き(案)の作成等を行うものである。 本業務を遂行するためには、企業や技術者に高度な知識や構想力、専門性等が求められることから、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する簡易公募型プロポーザル方式を採用し選定を行った結果、左記河川財団・日水コン設計共同体が技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。(公募)</p>	<p>12,992,400</p>	<p>12,992,400</p>	<p>100.0%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>5</p>	<p>本業務は、国際コンテナ戦略港湾機能強化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。</p>	<p>有</p>
<p>かわまちづくりの推進に関する検討業務 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 H30.8.2～ H31.2.28 土木関係建設コンサルタント業務</p>	<p>支出負担行為担当官 九州地方整備局長 伊勢田 敏 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7</p>	<p>平成30年8月1日</p>	<p>公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川一丁目17-24</p>	<p>1010005018655</p> <p>会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号(プロポーザル) 本業務は、計画策定の手引きとしてとりまとめている「かわまちづくりポイントブック(素案)」にもとづき、計画策定プロセスの試行的な実施を通じ、「かわまちづくり計画策定手引き(案)」を策定するとともに、他の模範となるような優良なかわまちづくりの事例を表彰するための検討並びに選定作業を実施し、今後さらに、水辺利用を推進するための基礎資料としてとりまとめることを目的とする。 業務の遂行にあたっては、技術的に高度なものであり、専門的な技術が要求される業務内容である。 そのため、本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式で行った。 参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を24者が入手(ダウンロード)し、2者から参加表明書が提出され、2者が参加資格を有していた。 参加資格を有する参加表明書提出者のうち2者を技術提案書の提出者として選定し、2者から技術提案書が提出された。 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。特に、特定テーマの「利用者視点から、かわまちづくり計画策定手引き(案)を作成する上での留意点」に対する技術提案について着眼点、問題点、解決方法等及び提案内容の説得力について、最も優れた提案が行われていたものである。</p>	<p>26,946,000</p>	<p>26,892,000</p>	<p>99.8%</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>2</p>	<p>本業務は、国際コンテナ戦略港湾機能強化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつているものである。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。</p>	<p>無</p>

大規模外力に対してレジリエントな砂防施設の設計手法の開発 随意 H30.8.3～ H31.3.15	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 小俣 篤 茨城県つくば市 旭1	平成30年8月2日	公益社団法人 砂防学会 東京都千代田区 平河町2-7-4 砂防会館別館3F	5010005003018	本委託研究については、国土交通省水管理・国土保全局により設置された学識経験者等からなる砂防技術評価委員会において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同会議において審査基準に基づき審査された結果、平成29年3月、本研究課題及び委託先(公益社団法人砂防学会 石川芳治教授)が選定されたものであり、平成30年3月に同会議で中間評価が行われ、研究の継続が妥当であると評価されたものである。なお、平成28年度の審査基準、選定結果及び平成30年2月の中間評価結果等については、国土交通省水管理・国土保全局ホームページ等で詳細に公表されている。 以上のことから、本委託研究は、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	-	14,040,000	-	-	公社	国認定	1		本業務は、工事に伴う船舶への影響・安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。今後は、業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みをのとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
神戸港海上工事に伴う船舶航行安全対策検討業務 - H30.8.3～ H31.3.22 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局神戸港湾事務所長 奥谷 文 兵庫県神戸市 中央区小野浜町7-30	平成30年8月3日	公益社団法人 神戸海難防止研究会 兵庫県神戸市 中央区海岸通5	9140005020285	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 本業務は、神戸港の海上工事及び現地調査において周辺航行船舶の航行安全対策をとりまとめるものである。学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、調査等における船舶航行への影響を検証して航行安全対策を検討する。 本業務は、専門的な技術が要求される業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。	10,981,073	10,746,000	97.9%	-	公社	国認定	1		本業務は、工事の施工監視による品質確保及び発災時初動対応(被害状況確認)といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。なお、本業務は令和元年度で終了する事業である。	無
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 - H30.8.20～ H31.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 佐々木 宏 新潟県新潟市 中央区美咲町1-1-1	平成30年8月20日	公益社団法人 日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について協議する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」をより実効性の高い計画とするため、関係者の習熟度向上を考慮した上で訓練目標や訓練内容を検討し訓練実施計画を作成するという専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、訓練結果から事業継続計画の実効性向上に向けた課題を抽出し、対応策を検討するなど、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。	15,312,888	15,282,000	99.8%	-	公社	国認定	2		本業務は、災害時に実効性のある事業継続計画を策定するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。 引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをのとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
斐伊川水系生態系ネットワーク形成検討業務 出雲河川事務所管内 H30.9.7～ H31.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局出雲河川事務所長 柴田 亮 島根県出雲市 塩冶有原町5-1	平成30年9月6日	公益財団法人 日本生態協会 東京都豊島区 西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務の実施においては、高度な知識や経験が必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに関する技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	21,913,200	21,826,800	99.6%	-	公財	国認定	1		本業務は、老朽化したカメラ入替のための検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。	無

平成30年度 四国圏域生態 系ネットワーク 検討業務 四国地方整備 局 H30.9.20～ H31.2.28 土木関係建設 コンサルタント 業務	支出負担行為 担当官 四国地方整備 局長 平井 秀輝 香川県高松市 サンポート3-33	平成30年9月19日	公益財団法人 日本生態系協 会 東京都豊島区 西池袋2-30-20	6013305001887	本業務は、水辺生態系の最上位に位置し、魅力的な地域づくりのシンボルとしてアピール性の高いアウトリ・ツル類等を広域指標とした四国圏域を対象とする生態系ネットワークの形成を目指すに当たり、効果的な展開方策の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で専門的な技術が要求されることから公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ2社から提案があり、総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致し、優れた提案を行ったと認められた左記業者を特定したものである。 よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	20,055,600	19,958,400	99.5%	-	公財	国認定	2	本業務は、老朽化したカメラ入替のための検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。	無
平成30年度下 水道革新的技術 の評価のための 基礎資料 作成業務 随意 H30.9.22～ H31.3.22 土木関係建設 コンサルタント	支出負担行為 担当官 国土技術政策 総合研究所長 小俣 篤 茨城県つくば市 旭1	平成30年9月21日	公益財団法人 日本下水道新 技術機構 東京都新宿区 水道町3-1水道 町ビル	4011105003503	本業務の実施に当たっては、ICT活用型下水道施設管理技術の効果を適正に評価するために必要な既存処理場における機械・電気設備の保守点検及びAI水処理運転管理技術の効果を適正に評価するために必要な既存処理場における水処理運転管理に関する情報収集・整理を行う対象下水処理場を選定できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。 その結果、左記相手方は、入札説明書を交付した8者のうち、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加表明し、業務実施条件を満たし技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が備わっていることが確認された。 以上の理由から左記相手方を選定し、会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	32,886,000	32,724,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、北陸地域港湾の事業継続計画策定といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和元年度で終了する事業である。	有
平成30年度関 門地域におけ る港湾連携検 討業務 一 H30.10.5～H 31.3.22 建設コンサル タント等	分任支出負担 行為担当官 九州地方整備 局 下関港湾 事務所長 戸谷 洋子 山口県下関市 東大和町2-29- 1	平成30年10月5日	公益社団法人 日本港湾協会 東京都港区赤 坂3-3-5	7010405000967	会計法29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため (簡易公募型プロポーザル) 本業務を的確かつ円滑に実施するためには、関門地域の港湾機能強化方策及び港湾取扱貨物の増加方策の検討を行う上での配慮すべき事項、及び関門港へ寄港する旅客を対象とした水上交通の実現のための課題を整理及びその対応策を検討する上での配慮すべき事項を評価し、港湾連携による物流効果や水上交通輸送の実現にかかる課題と対応策等を検討する必要がある。以上ことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明業者においては、予定技術者の経験・能力(技術資格、業務執行技術力)、本業務の実施方針及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案の観点からなる技術提案書の提出を求めるとともに、予定技術者へのヒアリングを行うことにより、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。	14,986,743	14,796,000	98.7%	-	公社	国認定	1	本業務は、事業継続計画の確立といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。 今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

地域づくりに資するITS等の活用に関する研究 随意 H30.10.10～ H31.2.28	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 小俣 篤 茨城県つくば市旭1	平成30年10月9日	公益社団法人 土木学会 東京都新宿区 四谷1丁目 外 濠公園内	5011105004847	本委託研究は、地域の課題、ニーズに対応するITS技術に関する研究、ITS技術の他地域への展開の実現に向けた仕組み等に関する研究、ITS技術等の実用性および機能検証を行うものである。 本研究の実施に当たっては、地方の課題を解決するITS技術の検討に関し、検討する地域について地域の課題、特性、制度、組織、資源等および最先端のITS技術に関する高度な専門知識及び技術的検討能力を有する技術者が配置されていることが必要であり、かつ、地方の課題を解決するITS技術の検討に関し、各地方の検討結果を評価、とりまとめ等が可能な高度な専門知識及び技術的検討能力を持つ体制を有していることが、研究成果に密接に関係することから、公益社団法人土木学会を特定法人として参加者の有無を確認する公募方式による研究計画の審査を行った。 その結果、上記機関は、実施要件を満たす唯一の機関であることが確認された。 以上の理由から上記機関を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	11,620,854	11,620,854	100.0%	-	公社	国認定	1		本業務は、国際コンテナ戦略港湾機能強化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
東京国際空港 施工管理用カメラ 検討業務 — H30.10.11～ H31.3.15 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京空港整備事務所長 衛藤 謙介 東京都大田区 羽田空港3-3-1	平成30年10月11日	公益社団法人 日本港湾協会 東京都港区赤 坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、東京国際空港の工事の施工状況の施工管理や、昨今の規模や頻度が増大しつつある災害の発生状況把握等に必要情報を得ることを目的として、施工管理を行うカメラの設置場所、機器仕様等について検討を行うものである。 本業務を行うためには、施工管理用カメラを使用した効果的・効率的な施工管理方法を考慮する必要があり、他機関の実事例を含め、幅広い施工管理方法に精通している事が求められる。 施工管理用カメラの機器仕様等の検討については、特記仕様書にて詳細を明示することは難しく、提案をもって業務を遂行した方が優れた成果を収めることが出来ると考えられるため、施工管理用カメラの機器仕様等の検討における着眼点並びに検討項目について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めたもの。	21,331,737	21,276,000	99.7%	-	公社	国認定	2		本業務は、船舶航行に対する安全対策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
みなとカメラ活用 方策等検討 業務 神奈川県横須 賀市長瀬3-1-1 H30.10.17～ H31.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所 副所長 鈴木 弘之 神奈川県横須 賀市長瀬3-1-1	平成30年10月17日	公益社団法人 日本港湾協会 東京都港区赤 坂3-3-5	7010405000967	本業務は、全国の港湾・海岸に設置されているみなとカメラについて、基本要検等の整理、港湾・海岸におけるカメラ画像を利用した研究事例の調査を行った上で、既設みなとカメラの活用方策の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、高度な専門知識と柔軟な発想力・企画力が要求されるため、簡易公募型プロポーザル方式により公募を実施した。 当該法人は、最も高い評価を受けて特定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	11,173,381	10,800,000	96.7%	-	公社	国認定	2		本業務は、「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」の実効性を高めるための政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保など競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

平成30年度公共測量に関する課題の調査検討業務 - H30.10.29～ H31.3.8 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 川崎 茂信 茨城県つくば市 北郷1番	平成30年10月29日	公益社団法人 日本測量協会 東京都文京区 白山1-33-18	1010005004291	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務は、公共測量の円滑な実施に向けて検討が必要な技術的課題等について、その解決方法を得るための調査検討を行うものである。今年度は公共測量作業規程の準則（以下「準則」という。）第17条を適用して実施されている測量について準則に盛り込む事を検討するとともに、準則の規定内容を分かりやすく整理し今回の準則改正のための案案について調査検討を行うものである。 本業務は、準則で規定している「車載写真レーザ測量」の基準緩和の可能性及び、GNSS水準測量を準則に規定するために着眼すべき事項を示し、想定される課題とその解決のために必要な調査及び検討方法をそれぞれ具体的な技術提案を求めるところから、高度な知識や経験を必要とするため、簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 左記業者は、提出された技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	10,497,600	10,260,000	97.7%	-	公社	国認定	1		本業務は、港湾BCPの更なる実効性向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、入札参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、仕様書記載内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応札の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
3D測量成果の活用促進のための調査検討業務 - H30.10.29～ H31.3.15 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 川崎 茂信 茨城県つくば市 北郷1番	平成30年10月29日	公益社団法人 日本測量協会 東京都文京区 白山1-33-18	1010005004291	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本業務は、公共測量の成果を取りまとめる段階で3次元化することで、3次元設計業務への柔軟なデータ展開を可能とするともに、施工、維持管理を含めたi-Constructionの各段階における3次元データの一貫した共通利用による効率的・効果的な事業の実施に資するため、測量成果の3次元化と設計との連携に関する課題の調査検討を行うことを目的とするものである。 本業務は、i-Constructionの設計、施工、維持管理の各工程で測量による3次元データを通基盤として利用可能とするため、公共測量の成果を3次元データとして整備するための課題及び3次元測量成果を設計業務で共通利用を可能にするための課題を明示し、これらの課題解決のために必要な調査及び検討手法について、具体的な技術提案を求めるところから、高度な知識や経験を必要とするため、簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 左記業者は、提出された技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	19,980,000	19,726,200	98.7%	-	公社	国認定	2		本業務は、工事の施工管理や災害の発生状況把握等といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。	無
平成30年度徳山下松港みなとカメラ設置検討業務 - H30.10.31～ H31.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所長 山岸 陽介 山口県宇部市 新町10-33	平成30年10月31日	公益社団法人 日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、徳山下松港における直轄工事の施工管理及び災害・事故発生時等の危機管理を含めた施設管理を行うためのみなとカメラシステムのカメラ設置場所、通信方法、設備等について検討を行うもので、専門的な技術が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定した。	25,723,661	25,434,000	99.2%	-	公社	国認定	2		本業務は、最近の港湾における事業継続計画の改訂といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。	無
港湾機能継続計画の充実化検討業務 - H30.11.1～ H31.3.15 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 渡邊 泰也 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	平成30年11月1日	公益社団法人 日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため (簡易公募型プロポーザル) 本案件は港湾BCPを災害時において具体的に活用するため、標準手順書、学習教材、情報共有サイトの構築と港湾BCPの理解浸透定着のための訓練を行う。 業務内容的に技術的に最適な者を選定する必要があるため、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定した。	13,144,697	12,960,000	98.6%	-	公社	国認定	1		本業務は、直轄工事の施工管理並びに開発保全航路の監視といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。	無

関東管内の港湾における事業継続計画検討業務 — H30.11.7～ H31.3.15 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 松永 康男 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成30年11月7日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため (簡易公募型プロポーザル) 東京湾BCP及び各港湾BCPは、自然災害(地震・津波、台風・高潮)を対象とすることが必要であり、また、熊本地震や平成30年7月豪雨等最近の災害対応事例における課題や近接港との連携強化について反映することが重要である。以上を踏まえて、本業務において、東京湾BCP及び各港湾BCPの改訂に向けた検討を行うものである。 業務の実施にあたっては、港湾における最近の災害対応事例を踏まえた港湾BCPの課題を抽出する事が非常に重要であるため、港湾BCPに関する幅広い知見を有するとともに、港湾における災害対応事例についての情報収集能力が不可欠であることから、業務の実施方法の詳細について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めたもの。	14,133,247	13,953,600	98.7%	-	公社	国認定	1	本業務は、直轄カメラの適正配置といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。	無
みなとカメラ仕様検討業務 — H30.11.14～ H31.10.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 松永 康男 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成30年11月14日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、関東地方整備局における港湾の直轄工事の施工管理並びに関係保全航路の監視を行うカメラ(以下、「みなとカメラ」という。)の仕様等について検討を行うものである。 みなとカメラは、港湾工事の施工管理並びに関係保全航路の監視のために設置するものであり、業務の実施にあたっては、現在の設置場所、設置場所周辺の構造物等の状況、海象条件等の現場条件を考慮してみなとカメラの性能を検討することが必要である。 そのため、みなとカメラ検討経験を有する者及び港湾の現場特性に関する豊富な知識と経験が不可欠であることから、①カメラ本体及びレンズ等の性能、②継続して利用できるように非常用電源の確保及び耐震性等の課題に関しての着眼点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めたもの。	62,191,523	61,020,000	98.1%	-	公社	国認定	1	本業務は、関門港の港湾取扱貨物増加及び関門港内での水上交通実現にむけた検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は平成30年度年度で終了する事業である。	有
H30荒川下流沿川整備検討業務 荒川下流事務所管内 H30.1.22～ H31.5.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局荒川下流河川事務所長 荒川 泰二 東京都北区志茂5-41-1	平成30年11月21日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、平成12年3月及び平成13年8月に策定された沿川地域での高規格堤防と市街地の整備の指針である「荒川(東京ブロック)沿川整備基本構想」及び「荒川(埼玉ブロック)沿川整備基本構想」について、その後の社会情勢や沿川自治体のまちづくりの状況を踏まえ、当面の整備区間を対象とした「荒川下流沿川整備基本構想」の策定に向け、沿川地域のまちづくり及び河川整備に関する基礎的知識資料の収集・整理を行うとともに、各種検討会及び施策等を踏まえ、「荒川下流沿川整備基本構想」改訂の素案を作成することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから「同種又は類似業務の実績」、「配置予定管理技術者の資格、経歴、優良業務、手持ち業務の状況」、「当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定も含む)」、「業務の実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人リバーフロント研究所は、技術提案書において、総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	29,959,200	29,916,000	99.9%	-	公財	国認定	3	本業務は、工事に伴う一般船舶航行に対する安全対策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
平成30年度博多港船舶航行安全検討業務 — H30.12.10～ H31.3.22 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長 楠山 哲弘 福岡県福岡市中央区大手門2-5-33	平成30年12月10日	公益社団法人西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区港町7-8	5290805003008	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、自然条件、現地における船舶航行実態、船舶の操縦、工事手法、公衆への影響等を踏まえた総合的な分析、評価、検討を目的とし、技術的、社会的な多様な視点が必要であり、高度な知識と豊富な業務実績を有していることが不可欠であることから、受注業者においては、 1. 配置予定技術者の経験及び能力(技術者資格等、業務執行技術力) 2. 実施方針(業務理解度、実施手順、その他) 3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性) 等の観点から技術提案書の提出を求めたものである。	14,101,514	13,824,000	98.0%	-	公社	国認定	1	本業務は、港湾施設の維持管理の高度化等といった政策目的の達成のために必要な支出であり、複数者からの応募があり、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成30年度限りの事業である。	無

平成30年度み なとカメラ設置 検討業務 - H31.1.15~ H31.9.20 建設コンサル tant等	支出負担行為 担当官 九州地方整備 局副局長 稲 田 雅裕 福岡県福岡市 博多区博多駅 東2-10-7	平成31年1月15日	公益社団法人 日本港湾協会 東京都港区赤 坂3-3-5	7010405000967	本業務を行うにあたっては、直轄工事の施工管理用、開発保全航路の航路管理用、国有財産の災害時等における状況把握に関する知識は基より、カメラ機器やカメラシステムに関する知識及び適切な施工管理、航路管理及び災害時等における状況把握に必要な情報を収集し、多様な視点から分析し、みなとカメラ機器の設置方法等に関して、専門的で高度な技術力が必要となるため、1. 予定技術者の経験および能力(技術者資格、業務執行技術力等)、2. 業務実施方針(業務理解度、業務実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点からプロポーザルの提出を求めたものである。(簡易公募型プロポーザル)	60,256,465	60,048,000	99.7%	-	公社	国認定	1	本業務は、工事に伴う船舶への影響・安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつているものである。今後は業務内容の更なる明確化の検討、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に力を入れ、競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
横浜港新本牧 地区船舶航行 安全検討業務 横浜港新本牧 地区 H31.2.25~ H31.6.28 建設コンサル tant等	分任支出負担 行為担当官 関東地方整備 局京浜港湾事 務所長 佐野 透 神奈川県横浜 市中区みなと みらい6-3-7	平成31年2月25日	公益社団法人 東京湾海難防 止協会 神奈川県横浜 市中区海岸通 3-9	1020005009686	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため (簡易公募型プロポーザル) 本業務は、横浜港新本牧地区整備事業の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討するものである。 本業務を適切に実施するためには、横浜港本牧ら頭周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においたりとまどめが要求される。また、これらの調査・検討にあたっては専門業者のノウハウを基に行うことでより効果的な成果を得ることができると考え、簡易公募型プロポーザル方式によって技術提案書の提出を求めることとした。	10,480,398	10,000,800	95.4%	-	公社	国認定	1	本業務は、直轄工事の施工管理、国有財産の管理、災害時等における被災状況や復旧、支援状況の把握といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。